

さ情審査答申第163号
平成30年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年8月25日付けで貴職から受けた、「桜区役所入口の傘立てのカギの盗難に関する行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年4月13日付け桜区総第215号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がないものと認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在の当否を争う。

傘立てのカギが数十個も無くなっており、当然盗難等が疑われる。適正な備品等の管理がなされておれば警察への被害届又は記録等があると思う。受付日から1日で決定されており十分な文書の特定がなされたか疑問である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

平成15年4月1日から桜区役所入口に傘立てを設置しているが、鍵が徐々に紛失し、平成28年4月12日時点で、傘立てホルダー90箇所のうち鍵のない箇所が53箇所となっていた。

当該傘立ては、備品として桜区役所総務課にて管理しているが、鍵の管理については、記録簿等の文書は作成していない。また、鍵の欠如については、使用者による紛失と考え、盗難とは考えておらず、警察への被害届も出していない。また、本件開示請求を受けてファイル基準表にて当該行政情報が存在するかどうか探索したが、文書は存在しなかった。

よって、本件開示請求に対する行政情報は、開示請求日時点で、作成及び取得しておらず実施機関に存在しないため、本件処分は妥当であるとする。

なお、当該傘立ては機能を有していないことから、平成28年5月13日に撤去し、現在は傘袋自動装着機にて対応している。

また、審査請求人は、受付日から1日で決定されており、十分な文書の特定がなされたか疑問であると主張しているが、ファイル基準表にて文書が存在しないことを確認したうえで不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月12日に開示請求を行った「桜区役所入口の傘立てのカギの盗難に関する行政情報」である。

実施機関は本件開示請求に対し、該当文書が存在しないことから、不存在による不開示決定を行ったところ、不存在の当否を争うと主張し、処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、不存在の当否を争う、傘立てのカギが数十個も無くなっており盗難等が疑われる、適正な備品等の管理がなされておれば警察への被害届又は記録があると思うという理由で本件処分の取消しのみを求めている。

すなわち本件審査請求は、実施機関の不開示決定についての開示を求めているわけではなく、本件処分についての審査請求ではないから、審査請求の利益がないといわざるを得ない。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 8月25日	諮問の受理（諮問第429号）
②	平成30年 6月21日	審議
③	同 年 7月19日	審議
④	同 年 10月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)